

○東京都市大学における公的研究費の管理・監査の実施基準

〔平成20年10月28日
制 定〕

改正 平成21年7月27日 平成22年11月15日
平成24年7月1日 平成27年3月16日
平成27年5月18日

第1章 総則

(目的)

第1条 この実施基準は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定)」及び公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成26年2月18日文部科学大臣決定)」に基づき、東京都市大学(以下「本学」という。)における公的研究費の管理・監査に関する必要な事項を定め、公的研究費を公正かつ適正に管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この実施基準において公的研究費とは、文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人並びに各府省庁等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

2 この実施基準において構成員とは、本学に所属する非常勤を含む研究及び事務手続きに携わる教育職員、技術職員並びに事務職員、その他関連する者を総称する。

第2章 機関内の責任体系の明確化

(最高管理責任者)

第3条 本学全体を統括し公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者(以下「最高管理責任者」という。)は、東京都市大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程(以下「不正行為の防止等に関する規程」という。)第5条第1項第1号に定めるところによるものとする。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、本学の公的研究費の運営・管理を統括する実質的な責任と権限を持つ者(以下「統括管理責任者」という。)を不正行為の防止等に関する規程第5条第1項第2号に定めるところによるものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者は、不正行為の防止等に関する規程第5条第3項第1号に定めるところによるものとする。

ろによるものとする。

(コンプライアンス推進副責任者)

第6条 コンプライアンス推進副責任者は、不正行為の防止等に関する規程第5条第3項第2号に定めるところによるものとする。

第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(ルール of 明確化・統一化)

第7条 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務処理手続きに関して別に定めるルールに従い、明確かつ統一的な運用を図り、構成員に周知するとともに必要に応じて見直しを図らなければならない。

(事務処理の相談窓口)

第8条 産学官連携センターは、公的研究費に係る事務全般を担当するとともに、事務処理手続きに関する学内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、研究遂行を適切に支援する。

(職務権限)

第9条 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任を明確にし、それに応じた体制を構築しなければならない。

2 公的研究費の執行及び事務処理に関する職務権限は、法人本部職務権限規程及び東京都市大学事務局業務分掌規程等並びに学内関係諸規程の定めによる。

(通報窓口の設置)

第10条 本学の研究活動における不正行為等に関する通報(以下「通報」という。)を受け付ける窓口は、不正行為の防止等に関する規程第7条に定めるところによるものとする。

(告発)

第11条 不正行為の疑いがあると思料する者は、不正行為の防止等に関する規程第8条に定めるところにより、不正行為のうたがいについて告発することができる。

(予備調査)

第12条 最高管理責任者は、前条の告発等により不正行為の存在の可能性が認められた場合は、不正行為の防止等に関する規程第9条に定めるところによる予備調査を行うものとする。

(調査委員会)

第13条 公的研究費の管理に関わって、不正またはその疑いがあり、最高管理責任者が不正行為の防止等に関する規程第10条において調査の必要があると認めたときは、調査委員会を設置し、調査を実施する。

第4章 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(不正防止)

第14条 最高管理責任者は、公的研究費に関わって不正の発生する要因を把握し、その排除のための具体的な対策を講じなければならない。

(不正防止計画の実施)

第15条 大学全体の観点から実態を体系的に整理・評価し、不正防止計画を実施するために、東京都市大学研究委員会(以下「研究委員会」という。)の下に研究活動の不正防止推進委員会を設置する。

2 コンプライアンス推進責任者及び研究活動の不正防止推進委員会は、公的研究費の不正な使用を発生させる要因の把握に努め、関係部局と連携・協力して不正防止計画を策定・実施しなければならない。

3 最高管理責任者は不正防止計画の実施に関して率先して対応することとし、その旨を学内外に表明するとともに不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

第5章 研究費の適正な運営・管理活動

(関係法令等の遵守)

第16条 公的研究費の執行にあたっては、前条第2項で策定した不正防止計画を踏まえ、関係法令及び当該研究費の執行基準等のほか、学内関係諸規程の定めにより公正かつ適正に取り扱わなければならない。

(適正な執行管理)

第17条 産学官連携センターは、定期的に予算執行状況を把握し、研究計画の遂行状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。

2 物品購入及び出張旅費並びに非常勤雇用等は、別に定めるルールに従い適正に執行しなければならない。

(納品検収)

第18条 購入物品の納品検収を確実に実施するため、納品検収窓口を設け、検収担当者を置かなければならない。

2 納品伝票(納品書)等と現物を照合のうえ、納品伝票(納品書)等に所定の検収印を押印しなければならない。

(不正関与業者への対応)

第19条 公的研究費に関わって、不正な取引に関与した業者が確認された場合は、物件の調達管理取扱要領により、取引停止を行うことができる。

第6章 情報の伝達を確保する体制の確立

(使用に関するルール等の相談窓口)

第20条 公的研究費の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を産学官連携センターに設置する。

第7章 モニタリングの在り方

(内部監査)

第21条 公的研究費の適正な管理及び会計書類の形式的要件等が具備されているかなど財務情報の確認について内部監査を実施する。

2 内部監査の実施に関しては、内部監査担当者が担当する。

3 内部監査担当者は、公的研究費の管理体制の不備の検証を行う。

4 内部監査担当者は、リスクアプローチ監査を実施する。

(監事・会計監査人との連携)

第22条 内部監査部門及び研究活動の不正防止推進委員会は、相互に連携し、監査の効果が発揮できるように努めなければならない。

第8章 その他

(雑則)

第23条 この実施基準に定めがない事項については、研究委員会にて別途、協議の上、決定する。

第9章 実施基準の改廃

(実施基準の改廃)

第24条 この実施基準の改廃は研究委員会に諮り、大学協議会の議を経て、学長が行う。

付 則(平成27年5月18日)

この実施基準は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。